

毎週火、金曜日発行(但休日に当
昭和四年四月十五日第三種郵便)

きは翌日)

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県中小企業振興資金貸付規則
◇告示 水路の公用廃止

建設業者の登録
建設業者の登録まつ消
建設業者の登録

保証事業会社の保証に係る土木建築に關する
工事に必要な経費の前金払取扱要綱

豚コレラ予防注射の実施

◇選管告示 選挙権を有する者の総数の五十分の一の
数及び三分の一の数

◇雑報 市町村職員共済組合の役員就職及び退職

規則

鳥取県中小企業振興資金貸付規則をここに公布する。

昭和三十六年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第一号

鳥取県中小企業振興資金貸付規則

鳥取県中小企業振興資金貸付規則(昭和三十一年十月
鳥取県規則第七十八号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号。以下「法」という。)に基づいて組合の施設及び中小企業者の経営の合理化のための設備の設置に必要な資金を県が貸し付けることにより、組合の活動を盛んにするとともに中小企業の合理化を促進し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「組合」とは、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第三条に掲げるもののうち事業協同組合、事業協同小組合、協

同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第三条に掲げるものうち商工組合及び商工組合連合会、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）第三条に規定する環境衛生同業組合をいう。

2 この規則において「中小企業者」とは、法第二条に規定する中小企業者をいう。

（貸付けの対象）

第三条 県は、予算の範囲内において、次に掲げる施設又は設備を設置しようとする者に対し、当該施設又は設備の設置に必要な資金を貸し付ける。

- 一 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の施設であつて中小企業等協同組合法第九条の二第一項第一号又は第九条の九第一項第四号に掲げるもの
- 二 企業組合の経営の合理化のための施設
- 三 商工組合又は商工組合連合会の施設であつて、中

中小企業団体の組織に関する法律第十七条第二項第一号（同法第三十三条において準用する場合を含む。）に掲げるもの

四 環境衛生同業組合の施設であつて、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第八条第一項第六号に掲げるもの

五 中小企業者の経営の合理化のための設備であつて、中小企業の振興に著しく寄与すると認められるもの

（貸付金の限度）

第四条 一の組合又は中小企業者に対し貸付けをすることができる額は、知事が前条に掲げる施設又は設備（以下「貸付対象施設」という。）の設置に必要な認められた金額の二分の一以内とする。

（貸付金の利率）

第五条 貸付金は、無利息とする。

（貸付金の償還期間）

第六条 貸付金の償還期間は、貸付けの日から五年とする。ただし、特別の理由があると知事が認めるときは、

二年以上五年以内で知事が定める期間とする。

2 貸付金は、貸付けの日から一年間据置き、均等年賦又は均等半年賦により償還するものとする。

（担保義務）

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、三人以上の連帯保証人を立てなければならない。

2 貸付金の貸付けを受けようとする者は、前項の保証人のほか、知事が必要と認める場合は、当該貸付金の貸付対象施設又はその他の物件を担保に供さなければならない。

（貸付けの申請）

第八条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、様式第一号による貸付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 第三条第一号から第四号までに掲げる施設の場合にあつては、組合施設設置計画書（様式第二号）
- 二 第三条第五号に掲げる設備の場合にあつては、機械設備近代化計画書（様式第三号）

（貸付けの決定）

第九条 知事は、前条の貸付申請書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を審査し、必要に応じて実地を調査し、貸付けを適当と認めるときは、貸付対象施設及びその価格並びに貸付金の額を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（損害保険）

第十条 貸付金の貸付けを受けた者（以下「借主」という。）は、貸付対象施設を損害保険に付さなければならない。

（貸付金の請求及び交付）

第十一条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、貸付対象施設の設置について貸付金に相当する額の支払をしたとき、又は貸付金交付請求後一月以内に貸付金相当額を現金又は同期間内に決済される手形で支払うことが明らかなる場合は、様式第四号による貸付金交付請求書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の請求書を受理したときは、その内容

を審査のうえ適當であると認めるときは、貸付金を交付するものとする。

(完了期限)

第十二条 借主は、貸付対象施設の設置及びその代金の支払を貸付決定の通知があつた日の属する会計年度の末日までに完了しなければならぬ。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(対象施設価格の変動による返還)

第十三条 貸付金の支払後、事業の変更等により、貸付対象施設の価格に變動を生じ貸付額が当該価格の二分の一を越えた場合は、借主はその越えた額に相当する額を直ちに返還するものとする。

(完了届)

第十四条 借主は、貸付対象施設の設置を完了したときは、遅滞なく、様式第五号による完了届を提出しなければならぬ。

(完了検査)

第十五条 知事は、前条の規定による完了届を受理した

ときは、すみやかに貸付対象施設及び帳簿について検査を行なうものとする。

(貸付契約)

第十六条 貸付金の貸借契約は、完了検査終了後遅滞なく強制執行の認諾ある公正証書により締結するものとする。

2 前項の契約にかかるいつさいの費用は、借主の負担とする。

(違約金)

第十七条 借主は、支払期日までに貸付金を償還せず、又は第十九条の規定による請求を受けた金額をその支払期日までに支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した額百円につき一日三銭の割合で計算した金額を違約金として支払わなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

(施設の処分)

第十八条 借主は、貸付金の償還義務が消滅するまでの

間、貸付対象施設について次の各号の一に該当し、又はこれに準ずる処分をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 一 貸付対象施設の設置の既定計画を変更するとき。
- 二 貸付対象施設の設置場所を変更するとき。
- 三 貸付対象施設を知事以外の者に対する債務の担保に供するとき。
- 四 貸付対象施設を改造するとき。
- 五 貸付対象施設の使用目的を変更し、又は使用を中止するとき。
- 六 貸付対象施設の運営を他人に委託するとき。
- 七 貸付対象施設を貸与し、交換し、又は譲渡するとき。

(期限前償還)

第十九条 知事は、借主が次の各号の一に該当するとき、第六条に規定する償還期間の満了前にその借主に對し、期日を指定して貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 貸付金の償還を怠つたとき。
- 三 その他正当な理由がなくこの規則又は貸付けに伴う条件に違反したとき。

(償還の免除)

第二十条 知事は、借主が法第八条各号の一に該当する場合において、やむを得ないと認めるときは、借主に對し貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(関係書類の整備)

第二十一条 借主は、貸付金の償還義務が消滅するまでの間、貸付対象施設の見積、注文、契約、設置費支払等貸付対象施設にかかるいつさいの書類を整備し、保存しておかなければならない。

(報告)

第二十二条 借主は、貸付金の償還義務が消滅するまでの間、次に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。

(註)

- 「様式の概要」には、木造、鉄筋コンクリート造、平家建、瓦葺等の区別を記載すること。
- 既存建物を買収するときは、備考欄にその旨を記載するほか、現在までの経過年数、今後の耐用見込年数及び現在までの用途を記載すること。
(ロ) 倉庫の保管能力及び在庫期間(倉庫を設置する場合のみ記載すること。)

保管すべきものの種類	最大保管能力	予想在庫量	平均在庫期間

(註)

- 保管を要する物品の数量に比して倉庫保管能力が相応じないときは、その理由を附記すること。
(ハ) その他の施設は、以上各項に準じて記載すること。
- 8 費用の調達方法
(1) 設備資金の調達方法

科目	金額	調達の方法
県の貸付見込額	円	
市町村補助見込額		
組合所有金		組合保有金、賦課徴収、未払込の徴収、出資の増額等の区別を明記のこと。
借入金		借入先を記載すること。組合員より借入れられる場合はその旨附記すること。
その他		
計		

(2) 都道府県の貸付見込額が減額し、又は支出額が予算額を超過した場合の資金の調達方法

9 施設運用に関する一年間の収支計算

(1) 収支計算(収入の部)

種類	金額	算出基準	金額
〇〇手数料		種別 数量 単価	
〇〇使用料			
〇〇加工料			
計			

(註)

- 種類欄は、実態に応じて記載すること。
- 企業組合の場合は、製品販売高とすること。
(支出の部)

種類	金額	算出基準		金額
		種別	数量 単価	
事業費				
借入金償還金				
同利息				
損害保険料				
減価償却費				
年賦償還金				
計				

(註) 事業費は、算出基礎、種類欄にできるだけ詳細に記載すること。

(2) 運転資金の調達方法

10 貸付金の返済計画

	年度	年度	年度	年度	計
第一回償還額					
第二回償還額					
第三回償還額					
第四回償還額					
計					

11 保証人

(1) 住所及び氏名

氏名	住所

(2) 資産内容

氏名	年齢	役名	資産内容	
			不動産	負債

	不動産 負債	不動産 負債
	不動産 負債	不動産 負債
	不動産 負債	不動産 負債
	不動産 負債	不動産 負債

添付書類

- 1 総会決議録謄本（貸付金申込に関するものは、その施設の設置に関し、払込の徴収出資の増額又は賦課金徴収をする場合若しくは新たに借入れをする場合は必ずその旨の決議をしていなければならない。）
- 2 定款
- 3 設立登記謄本
- 4 最近における一年間の現行事業詳細を記載した書面
- 5 組合及び組合員の取扱い又は製造する製品及び員数並びに組合及び組合員の使用設備の名称、型式、能力及び員数
- 6 組合員名簿（氏名又は名称、住所、出資口数を記載するほか、役員についてはその旨附記すること。）

- 7 申請当時における合計残高試算表及び最近の決算期における財産目録、貸借対照表、損益計算書及び損益処分書の写
- 8 保証人の連帯保証確認書
- 9 組合がその経理、経営及び貸付対象施設について具に必要な報告をし、その検査を受けまたはその指示に従う旨を記載した県知事あての誓約書
- 10 設置場所確保についての下記書類の写
 - (イ) 土地購入の場合は、売買予約書又は契約書
 - (ロ) 土地賃借の場合は、土地賃貸予約書又は契約書（坪数、地代、期間等を明記すること。）
- 11 建物を設置する場合は下記書類の写
 - (イ) 見積書（名称、構造、様式、坪数等を明記すること。）
 - (ロ) 材料明細書
 - (ハ) 仕様書
 - (ニ) 設計図（姿図、平面図及び断面図）
- 12 機械器具及び装置を購入する場合は下記書類の写

- (イ) 見積書（各機械器具及び装置毎にその名称、型式、能力、寸法、製造者名を明記するとともに、運賃、据付費等は必ず機械価格と区別して記載すること。）
 - (ロ) 型録（又は図面）
 - (ハ) 機械器具及び装置の配置図（既存設備のある場合は新設備と区別して明記すること。）
- 13 資金借入の場合は、借入金額、利率、期限、償還方法等を記載した借入先との契約書若しくは予約書（様式第3号）

機械設備近代化計画書

- 1 企業名
住所
代表者
- 2 企業の概況
 - (イ) 資本金
 - (ロ) 従業員
 - (ハ) 従業員
 - (ニ) 生産品目

(イ) 生産額

(昭和 年 月から昭和 年 月まで)

- (イ) 輸出実績の有無

3 現 有

- (イ) 建 物

事務所 坪	工場 坪	その他 坪	計 坪	備 考

- (ロ) 土 地
何市（郡）何町（村）字 番地 坪
（所有地、借地）
- (ハ) 設 備

機械器具 又は装置名	数量	型式 又は寸法	能取 年月日	得製 年月日	用 途	備考

- 4 貸付けを受けようとする設備の必要理由及び設置後

の効果

- (イ) 必要理由
- (ロ) 設置後の効果

- 貸付けを貸しようとする設備の設置場所
- 貸付けを受けようとする設備の使用目的
- 貸付けを受けようとする設備の設置予定年月日
- 貸付けを受けようとする施設の内容

機械器具 又は装置名	数量	型式	性能又は 寸法	製造者名	用途	備考

9 貸付けを受けようとする設置予算及びその調達方法

(イ) 予算

機械器具 又は装置名	数量	単価	価格	運賃	届付費	その他	計

(ロ) 費用の調達方法

(1) 費用の調達方法

科目	金額	備考
県の貸付見込額	円	
自己調達金		
借入金		
計		

(註) 借入金には借入先を明記すること。

(2) 県貸付見込額が減額され又は支出額が予算額を超過した場合の資金の調達方法

10 貸付金の返済計画

	年度	年度	年度	年度	計
第一回償還額	円	円	円	円	円
第二回償還額					
第三回償還額					
第四回償還額					
計					

11 保証人

(イ) 住所及び氏名

氏名	住所

(ロ) 資産内容

氏名	年齢	職業	資産内容	
			不動産 負債	不動産 負債

添付書類

- 貸付申請者が法人の場合には、定款及び登記簿本
- 最近の決算期における財産目録、貸借対照表、損益計算書及び損益処分書（個人の場合は、収支計算書及

び資産負債明細書）の写

3 対象設備に係る下記書類の写

(イ) 見積書（名称、型式、能力、寸法及び製造者名を明記すること。）

(ロ) 仕様書

(ハ) 型録（又は図面）

4 保証人の連帯保証確認書

5 申請者がその経営経理および補助対象物件について真に必要な報告をし、又はこれについて県の調査を受け若しくはその指示に従う旨の誓約書

6 資金借入の場合には、借入金額、利率、期限、償還方法等を記載した借入先の契約書又は予約書の写（様式第4号）

昭和 年度中小企業設備近代化資金交付請求書

一金

本会社（組合）は、昭和 年 月 日付鳥取県指合受商第 号をもって貸付決定通知を受けました、

昭和 年度中小企業設備近代化等貸付金について、この度鳥取県中小企業振興資金貸付規則第11条の規定により、関係書類を添えて貸付金の交付を請求します。

昭和 年 月 日

所在地

会社(組合)名

代表者(理事長)名

鳥取県知事

殿

契約に対する支出額調書

施設名	査定員数	契約金額 円	支出済額 円	残高 円	残高の支払計画	
					金額 円	支払年月日

(証拠書類)

1 機械器具及び装置について

(1) 売買契約書の写又は注文書、同請書の写

(2) 同領収書の写

2 建物について

(1) 請負契約書の写又は注文書、同請書の写

(2) 同領収書の写

3 貸付金交付請求書提出後1月以内に貸付金相当額を支払う事を記載した県知事宛の誓約書

(様式第5号)

昭和 年 月 日

所在地

会社(組合)名

代表者(理事長)名

鳥取県知事

殿

施設完了届

昭和 年 月 日付鳥取県指令受商第 号に

より貸付決定通知された本会社(組合)の施設は昭和 年 月 日完了しましたので別紙精算書及び

証拠書類を添えて、ここにお届けします。

(引続)

精 算 書

収入

科 目	精算額 円	予算額 円	備 考
県貸付金			
市町村補助金			
自己所有金			
借入金			
計			

(註) 備考欄には、具体的に記載すること。

支出

施設名	精 算		査 定		設置済年月日	備 考
	員数	金額	員数	金額		
計						

(註) 「施設名」には、貸付対象施設ばかりでなく、そ

の附帯施設についても記載すること。

(添付書類)

1 機械器具及び装置の場合

(1) 売買契約書の写又は注文書、同請書の写

(2) 領収書の写

2 建物の場合

(1) 請負契約書の写又は注文書、同請書の写

(2) 領収書の写

(様式第6号) その一

貸付対象組合施設利用状況報告書

昭和 年 月 日

鳥取県知事、 殿

住 所

組 合 名

代表者氏名

昭和 年 月 日より昭和 年 月 日

までの期間における標記について下記のとおり報告いたします。

記

イ) 当該年度貸付金の受領額及びその年月日	ロ) 当該年度貸付金又は貸付金の交付年度並びに補助額又は貸付額	ハ) 当該年度貸付対象施設の概要	ニ) 組合員数	ヒ) 組合事業の概況	ヘ) 設置場所	ホ) 貸付金受取の借入額	ヘ) 貸付金受取の借入額	ト) 報告時現在におか	備考	
										名
当該年度施設の設置場所	施設の利用方法	施設の利用料の徴収方法	(A) 年度別	(B) 施設名	(C) 当該半期の稼働実績	(D) 稼働比率(当期)	(E) 半期間における当該施設に必要とすべき金額	(F) 稼働総外占の利の用者割合	(G) 施設の場所	(H) 設置完了年月日
当該年度施設の設置完了日										

1 (ロ)欄は貸付金の受領以前においてその記入を必要とし、(ハ)欄には過年度に補助金又は貸付金の交付をうけた

しない。

(注)

- このある場合はその年度順に年度別に補助額及び貸付額を記入すること。
- (イ)欄は施設の設置完了以前においては、予定年月日を記入し末尾に(予)とすること。
- (ロ)の(D)欄は施設の実稼働能力(6月分)と稼働実績(当該半期分)との百分率を記載すること。
- (ハ)の(E)欄には当該半期間における総利用量に対する員外利用者の総利用量の百分比を上欄に、これらの利用件数の百分比を下欄に記入するものとする。
- 当該年度対象施設の設置完了以前における報告においては当該施設に係る(イ)(ロ)の記入を必要としない。
- 当該年度対象施設の設置完了後に行なう報告については(ハ)の記入を必要としない。
- 当該年度対象施設の設置が完了した日の属する半期分報告については全項目について記載をすること。
- 過年度分のみについて報告するものにあつては(ハ)(イ)(ロ)の記入を必要としない。
- 施設の設置場所もしくは組合の住所または施設に事

故を生じたときは、(イ)欄もしくは組合の住所欄または施設状況欄にその旨※印書にして記載すること。

(様式第6号) その二

設備近代化貸付対象設備利用状況報告書

鳥取県知事 昭和 年 月 日

住所 企業名 代表者

昭和 年 月 日より昭和 年 月 日までの期間における標記について下記のとおり報告いたします。

1 対象設備 記

貸付対象設備名	設置年月日	貸付金受取の借入額	報告時現在におか	備考

(註) ●償還日が到来しているにもかかわらず償還が遲れている場合はその理由を備考欄に記入のこと。

2 対象設備の利用状況

(A) 動いている。(1ヶ月平均の稼働日数 日)

(B) 時々休止する。

(C) 休止している。

(D) 休止している場合は、その理由および今後の稼働の見通し。

3 対象設備の設置による効果等

(1) 具体的な効果

(2) 設置時に期待した効果が発揮されていない場合は、その理由、今後行なおうとする対策および県に対して希望する指導等

4 県が貸付または事後指導に当たり、特に改善すべき経営上の問題点として指摘した事項にかかわる改善状況および県に対して希望する指導等

5 経営状況

(1) 事業内容

事項	期間	前期	当期	比率 (D/C × 100)
平均1ヶ月間の高	(A)	円	円	%
平均1ヶ月間の数の	(B)	人	人	%
従業員1人の平均1ヶ月間当りの売上高	(A/B)	円	円	%

(註)

(1) 当期とは、この報告書提出前6ヶ月間の期間をいう。

(2) 前期とは、当期以前の6ヶ月間の期間をいう。ただし、借入後第1回に提出する場合の前期については、借入申請以前6ヶ月間の期間とする。

告 示

鳥取県告示第四十三号

次の水路は、昭和三十六年一月十六日からその公用を廃止した。

昭和三十六年一月二十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は面積又は坪

鳥取市湖山町字茶屋西土居 水路 三九、四一
一、三九七ノ一地先から字
一、三七〇地先まで

関係図面は、土木部管理課に保管

鳥取県告示第四十四号

次の水路は、昭和三十六年一月十六日からその公用を廃止した。

昭和三十六年一月二十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名称

鳥取県知事登録 昭三六、一、二〇 若松組
第七一八号

主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要

東伯郡赤碕町大字赤碕 若 松 富 土木
一、七三五

鳥取県告示第四十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定に

場 所 地目又は面積又は坪

鳥取市丸山町一ノ一、八ノ一、八ノ三、八ノ七、九ノ二地先 水路 一四三、四六

関係図面は、土木部管理課に保管

鳥取県告示第四十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年一月二十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

より、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年一月二十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所在地 申請者氏名 まつ消年月日
 鳥取県知事登録 (第四〇〇号) 昭三四、一〇、五 東伯林材(株) 倉吉市宮川町一四二ノ一 船越 正男 昭三六、一、一一

鳥取県告示第四十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定によ

り、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (第七〇九号)	昭三五、一二、一三	福岡組	日野郡日南町多里二四一	福岡 誠一
〃〃〃七二一〃	〃	米井組	八頭郡智頭町大字南方四〇五	米井 児考
〃〃〃七二二〃	〃	用瀬土建	〃 用瀬町大字用瀬三〇九の一	鈴木 恒司
〃〃〃七二三〃	〃	(株)鳥取タイル	鳥取市東品治町二の三三	芝岡 幸一
〃〃〃七二四〃	〃	滝口組	米子市立町三丁目三五	滝口 関雄
〃〃〃七二五〃	〃	岡本組	西伯郡伯仙町泉二九二	岡本 義雄
〃〃〃七二六〃	〃	大三建設(有)	鳥取市中町五十六	三治 正義
〃〃〃七二七〃	〃	大西ポンプ製作所	東伯郡大栄町島八九二	大西 孝保
〃〃〃七二八〃	〃	赤坂組	西伯郡中山町赤坂三四八ノ一	阪下 孝準

鳥取県告示第四十八号

鳥取県建設工事執行規則(昭和二十八年二月鳥取県規則第三号)第四十二条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費の前金払取扱要綱を次のように定める。

昭和三十六年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

〃〃〃七二〇〃	〃	田中建設(有)	鳥取市岩倉四六三	田中 豊
〃〃〃七二一〃	〃	(有)票山組	〃 東品治町拾	票山 虎蔵
〃〃〃七二二〃	〃	森本組	八頭郡智頭町大字大内	森本忠四郎
〃〃〃三六三〃	〃	赤碓土建	東伯郡赤碓町赤碓	井木 庄治
〃〃〃五三五〃	〃	甲建設	西伯郡中山町赤坂	林原福治郎
〃〃〃五三七〃	〃	藤江組	米子市西倉吉町六三	藤江 由博
〃〃〃五三八〃	〃	山根工務店	八頭郡用瀬町江波	山根 章市
〃〃〃五三九〃	〃	前田建設	鳥取市瓦町	前田 徳治
〃〃〃三六六〃	昭三六、一、一〇	因州建設(有)	八頭郡若桜町大字若桜一六五ノ七	加島 時蔵

公共工事の前払金保証事業に関する法律第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費の前金払取扱要綱

第一条 公共工事の前金払の範囲及び割合は、次のとおりとする。ただし、歳計現金保有状況により、これを減額し、又は前金払をしないことがある。

一 範囲 一件の請負代価が五十万円以上の工事で、

その工事の材料費、労務費、損料、動力費、
支払運賃、修繕費及び仮設費として必要な経
費

二 割合 一件の請負代価が百万円未満の工事
請負代価の二五%以内
一件の請負代価が百万円以上の工事
請負代価の二〇%以内

2 前項の前金払の額は、西日本建設業保証株式会社
以下「保証会社」という。)の定めた保証額とする。

第二条 前金で支払を受けようとする者は、前金払申請
書(様式第一号)、前金払使用計画書(様式第二号)
及び公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二
十七年法律第八十四号)に定めるところにより保証
会社の保証を確認する旨の書類を添え、知事に申請し
なければならない。

第三条 知事は、前条の申請があつたときは、第一条に
より当該申請に係る書類を審査し、その可否を決定し、
承認書(様式第三号)を申請者へ送付する。

2 前項の承認書の交付を受けた申請者は、鳥取県建設
工事執行規則(昭和二十八年一月鳥取県規則第三号)
別記様式第十四号の請求書に承認書及び保証証書を添
え知事に提出しなければならない。

第四条 請負契約の変更により、契約額が当初の契約額
に比し三分の一以上の増減を生じたときは、その割合
に応じて前金払を増減することがある。

2 前項により前金払の額を変更しようとするときは、
申請者に承認変更書を交付する。

附 則

この要綱は、昭和三十六年一月二十四日から施行する。
(様式第一号)

前金払申請書

昭和 年 月 日保証契約を締結しました左
記工事費に使用するため、前金払を受けたく承認後
保証を確認する旨の書類並びに前金払使用計画書を
添え申請いたします。

記

- 一 請負契約額 円
- 二 前金払額 円
- 三 工事名
- 四 契約年月日

昭和 年 月 日

申請者 住所

氏 名

鳥取県知事

殿

(様式第二号)

前金払使用計画書

一 金 円也(前金払申請額)

計	名称	使用予定		使用目的
		数量	単価金額	

昭和 年 月 日

申請者 氏 名

一 名称の欄は、資材の品名その他支出の名称を記
入のこと。

二 使用の目的は、その資材または前金払を支出し
ようとする工程等を記入のこと。

(様式第三号)

第 号

申請者 名

昭和 年 月 日付申請に係る前金払は、次
のとおり承認する。(承認しない)

一 前金払額 円

二 工事場所及び工事名

三 請負契約額 円

昭和 年 月 日 知 事 名

鳥取県告示第四十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後五十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法 豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日 実施区域 実施場所

一月二十七日 西伯郡名和町古御堂 各豚舎巡回注射

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。

昭和三十六年一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福 光 正 義

- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 七、二五六人
- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三〇、九一九人
- 鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二〇、二七七人
- 米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一九、一一一人
- 倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一〇、四四七人
- 境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、七六〇人

雑 報

岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、八五四人

八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、四七三人

気高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、六二六人

東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、三三六人

西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、九三〇人

日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 八、一〇九人

市町村職員共済組合法第六条第八項の規定により役員
の就職及び退職について次のとおり公告する。

昭和三十六年一月二十四日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 高 田 勇

一 就職

就職年月日

理事 高田 勇 鳥取市 昭和三十六年一月十八日

理事 秋田 義治 羽合町 〃

〃 磯田 俊二 西伯町 〃

〃 田民 義明 倉吉市 〃

〃 畑中 吉郎 米子市 〃

〃 田中 梅藏 岩美町 〃

〃 早川 忠篤 倉吉市 〃

〃 馬場崎 穩治 八東町 〃

二 退職 氏 名 所属市町村名 退職年月日

理事 石河 大直 岩美町 昭和三十六年一月十三日

理事 足立 実 境港市 〃

〃 坂出 雅己 三朝町 〃

〃 田中 米治 鳥取市 〃

〃 田民 義明 倉吉市 〃

〃 檀原 博 智頭町 〃

〃 磯田 俊二 西伯町 〃

〃 森 進 赤碓町 〃